

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月11日

分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長 倉林 健二

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 国有財産土壌汚染詳細調査（東京都江戸川区）
- (2) 業務場所 江戸川区松江二丁目3574番4
- (3) 業務内容 「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 自 契約締結日 至 平成29年7月31日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「地質調査」で、「A」「B」いずれかの等級に格付けされ、責任をもって業務を完了することができる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。
- (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく指定調査機関であり、且つ、計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量証明事業者（濃度）であること。
- (9) 入札説明書の配布を受けた者であること。
- (10) 競争入札に参加するために必要な次の証明書等を下記4（1）に示す期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

- ・入札参加申込書
- ・等級決定通知書（写）
- ・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定通知書（写）
- ・計量法に基づく計量証明事業者（濃度）の登録証（写）
- ・指名停止等に関する申出書
- ・誓約書及び役員等名簿

3. 入札心得書及び契約条項を示す場所

関東財務局東京財務事務所 第2統括国有財産管理官
〒113-8553 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎4階
電話 03-5842-7021（ダイヤルイン）

4. 入札手続等

(1) 入札説明書の配布及び参加申込み

- ①期間 平成29年5月11日（木）から
平成29年5月29日（月）まで（土曜日、日曜日を除く）
- ②時間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
- ③場所 上記3に同じ
- ④その他 入札説明書の配布を受けようとする者は、「等級決定通知書（写）」を持参すること。
- ⑤参加申込期限 平成29年5月29日（月）17時00分までに持参とする。（郵送不可）

(2) 入札

- ①日時 平成29年5月31日（水）10時30分
- ②場所 東京都文京区湯島4丁目6番15号
湯島地方合同庁舎5階 会議室

(3) 開札

入札締切後、直ちに同場所で開催する。

5. 競争参加申込資格の確認

競争参加申込審査において、入札参加資格がないと認めた場合は、入札開始前までに通知する。

6. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか否かを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 落札者の決定

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9. 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

10. 契約書作成の要否
契約書の作成を要する。

11. その他
その他不明な点については、関東財務局東京財務事務所第2統括国有財産管理官に照会すること。
電話 03-5842-7021 (ダイヤルイン)